

(第1回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	平成 31年 3月 28日
契約業者名	阪神高速技研(株)
契約業者の住所	大阪府大阪市西区阿波座1-3-15
業務の名称	積算基準改正及びその他資料作成業務(施設-H30)
業務場所	阪神高速道路全線
業務種別	(その他)
業務概要	積算基準・単価等の 改正に伴う資料作成 積算システムの保守 ・運用・管理を行う。
業務期間(自)	平成 30年 4月 1日
業務期間(至)	平成 31年 3月 31日
契約金額	42,811,200 円
変更金額	1,328,400 円 増
変更後の契約金額	44,139,600 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

## 変更契約理由書

積算基準改正及びその他資料作成業務（施設－H30）第1回変更

1. 以下の変更を行う。

電気機械積算システムについて

積算システムの機能改良について諸経费率補正係数の計算が不要となったため

②複数場所施工における体系及び諸経费率補正係数を追加すること。【削除】

2. 以下の改良検討及び機能改良を追加するため

営繕積算システム（RIBC2）の改良検討及び機能改良

RIBC2の独自印刷システムについて、以下の改良検討及び機能改良を行う。

- ・独自印刷システムについてWindows10への対応を行う。【追加】
- ・独自印刷システムについて元号の変更による対応を行う。【追加】

3. 数量精査によるもの

製本、基礎単価調査の数量精査により仕様の変更をするもの。【変更】